

第 65 回 「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供する事を目的として、公益社団法人全日本トラック協会との共催により実施するものです。

愛ト協では、会員事業所の交通安全意識の高揚と交通事故件数の減少を図るため、「スマートドライブ～事故ゼロ運動～」をはじめ、トラック・セーフティー・ラリーの実施、トラック安全デー活動の推進、交通安全対策機器の助成事業等に積極的な取り組みをしております。しかしながら県下の交通事故情勢は依然厳しい状況にあり、会員事業所におかれましても、飲酒運転の根絶、追突事故及び交差点における事故防止の徹底、運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止、シートベルトの着用、法定速度の遵守などを基本として安全運転を励行して頂くとともに、次の実施事項を再確認して、繁忙期における輸送の安全確保にご協力頂きますようお願い致します。

1. 運動期間

令和 7 年 11 月 16 日から令和 8 年 1 月 10 日まで

※年末の交通安全運動／令和 7 年 12 月 1 日～12 月 10 日

2. 実施事項

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 飲酒運転の根絶 | (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底 |
| (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底 | |
| (3) 過労運転防止の徹底 | (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底 |
| (4) 確実な点呼の実施 | (12) エコドライブ及びアイドリングストップの徹底 |
| (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等 | |
| (6) 健康診断の受診の徹底 | (13) 運輸安全マネジメントの徹底 |
| (7) 荷役作業時の安全確保の徹底 | (14) 安全意識の高揚 |
| (8) 高速道路における事故防止の徹底 | (15) 輸送品質・サービスの向上 |
| (9) 車両の安全性確保の徹底 | |

3. 結果報告

会員事業所は、本運動の結果報告を所定の様式により、令和 8 年 1 月 16 日（金）までに所属の支部事務局に提出して下さい。

※実施結果報告書は愛知県トラック協会 HP よりダウンロードして下さい。

4. 表彰

令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 月 10 日までの間、無事故及び活発な交通安全への取り組みを行った事業者は、各支部からの推薦(1 社)に基づき全ト協の表彰へ推薦致します。

5. 実施細目

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、別紙実施細目を中心とした取り組みを行うものと致します。